諮問第2号

大阪モノレール門真市・瓜生堂間軌道第一次分割工事施行認可について

大阪高速鉄道株式会社より国土交通大臣に申請中の大阪モノレール門真市・瓜生堂間軌道第一次分割工事施行認可について、大阪府知事から別紙のとおり意見を求めてきたので、本市が管理する次の道路の区間についてこれに回答するため、軌道法施行令第5条第2項において準用する同令第2条第2項の規定に基づき議会の意見を問う。

路線名	区間
府道大阪中央環状線	鶴見区茨田大宮2丁目568番の13地から
	同 区安田2丁目217番の2地まで

令和元年9月18日

大阪市長 松井 一郎

(別紙)

交都第 1106 号 令和元年7月24日

大阪市長 松井 一郎 様

大阪府知事 吉村 洋文 印

工事施行認可申請について (照会)

標記について、大阪高速鉄道株式会社より、2019年7月22日付け大高鉄第85号により、軌道法施行令第5条第1項に基づく申請がありました。

つきましては、同令第5条第2項において準用する同令第2条1項の規定により、 貴職が管理している下記道路について意見を伺います。

なお、令和元年10月29日までに、文書にて回答願います。

記

路線名 : 府道 大阪中央環状線

添付書類省略

(参考)

軌道法(抄)

第5条 軌道経営者ハ国土交通大臣ノ指定スル期間内ニ工事施行ノ認可ヲ申請スヘシ 省 略

軌道法施行令(抄)

- 第2条 所管地方運輸局長は、前条第1項の申請書の提出を受けたときは、遅滞なく、 期限を指定して、申請に係る軌道が敷設される道路の道路管理者の意見を徴しなけ ればならない。
- 2 道路管理者である地方公共団体の長は、前項の規定により意見を求められたときは、期限を指定して、当該地方公共団体の議会の意見を徴しなければならない。 (工事施行等の認可の申請等)
- 第5条 法第5条第1項の規定による工事施行の認可を受けようとする軌道経営者は、申請書に国土交通省令で定める書類及び図面を添えて、都道府県知事を経由して国土交通大臣に提出し、且つ、軌道を敷設する場合に占用することとなる道路又は河川に関する占用面積図を都道府県知事に提出しなければならない。
- 2 第2条及び第3条の規定は、都道府県知事が前項の申請書の提出を受けた場合に 準用する。
- 3 省略



